

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正 **法令・法案動向**

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準の一部改正〔法令・法案動向〕

<はじめに>

現在、パブリックコメント手続にかかっている「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」に関する意見の募集について（案の公示日：平成30年1月29日 案件番号：495170326）の概要資料によると、市町村が放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める際の参考基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）について、平成30年4月1日施行で改正を行うこととされています。

この概要資料のとおり改正が行われた場合、市町村の条例についても改正を検討する必要がありますので、本稿では、予定されている省令の改正内容をお伝えするとともに、条例の改正時期等についての考え方を紹介いたします。

<省令の改正内容>

パブリックコメントの概要資料には、改正趣旨と改正内容がコンパクトにまとめられていますので、まずはそちらをご覧ください。

【パブリックコメントの概要資料】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については基準省令を参酌するものとされている。
- 基準省令において、事業を行う事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、基準省

令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定している。

- 今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）で、「放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する」とこととされたことを受け、基準省令を改正することとする。
- また、基準省令第10条第3項第4号で、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正する。

2. 改正の内容

- 基準省令第10条第3項に第10号として、「5年以上事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設する。
- 基準省令第10条第3項第4号について、「学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者」に改正する。

3. 根拠条文

児童福祉法第34条の8の2第2項

4. 施行期日等

公布日 平成30年3月下旬（予定）

施行日 平成30年4月1日

これによると、改正項目は、放課後児童支援員の基礎資格を新設することと、現行の放課後児童支援員の基礎資格である「・・・教諭となる資格を有する者」の趣旨を明確化することの2点となっています。これらについての省令の具体的な改正イメージは、次のとおりです。

【省令の改正イメージ】

※この改正イメージは、上記の概要資料をもとに筆者において作成したものですので、実際の省令改正とは異なる場合があります。一部改正省令が公布された際には、必ずその内容を確認するようにしてください。

（職員）

第十条 （略）

2 （略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

4・5 （略）

改正項目1点目の放課後児童支援員の基礎資格の新設（省令第10条第3項第10号関係）については、地方分権改革に関する提案募集により地方から提案があった内容を受け、高校を卒業していない者も放課後児童支援員となることができるよう放課後児童支援員の基礎資格を拡大するものです。このことにつ

いては、内閣府地方分権改革推進室において公表している資料（「平成29年 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」厚生労働省 個票（1／4）の27～37ページ（管理番号13、185、302） URL：http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_29_ko_kekka_11_1_1mhlw.pdf）により、詳しい背景を確認することができますが、これを簡潔にまとめた資料として次のものがありますので、概要把握には、こちらの資料をご覧くださいとことによいと思います。

【平成30年1月29日 第4回 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 資料4】

放課後児童支援員の基礎資格の拡大について		第4回 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 平成30年1月29日	資料4
1. 現行制度について ○ 児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関して、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い条例を定めることとされている。 ○ 基準省令において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、<u>基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定している。</u> ○ 現在、<u>高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない。</u> 2. 提案内容・背景 ○ 放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、<u>中卒者にも基礎資格を拡大すべきである。</u>（豊川市、半田市、出雲市からの提案）			
			
3. 提案についての対応 ○ 提案内容を踏まえ、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用する。 → <u>基準省令を改正し、以下の者を新たに放課後児童支援員認定資格研修を受講できる者とし、放課後児童支援員になることができる途を開く。</u> 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの ※ 改正後の基準省令は、2018（平成30）年4月1日施行予定。			

改正項目2点目の「・・・教諭となる資格を有する者」の趣旨の明確化（省令第10条第3項第4号関係）については、規定の実質的な内容を変更するものではなく、あくまで、規定の趣旨を明確にするための改正という位置付けです。

現在の教員免許制度では、免許の更新制が導入されているため、教員免許取得後一定期間を経過した者は、更新講習を受講しなければ、教諭となることができないとされているところですが、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても、省令第10条第3項第4号の資格を満たすものとして取り扱うとの運用が行われています※。しかし

ながら、現行の「・・・教諭となる資格を有する者」との規定ではその点が明確でないため、規定ぶりを改めるものです。

※例えば、平成27年3月30日 社会保障審議会児童部会 第8回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の参考資料3「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）の疑義」（URL：http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000081847.pdf）では、放課後児童支援員の認定資格研修の対象者に関する「保育士や教諭などの資格の更新手続きがされていない者については、どう取り扱うのか。」との問いに対して、「更新手続き等は、あくまでも保育士や教諭として働くために必要な手続きであり、更新手続きがなされていなくても有資格者に変わりはないと考えております。」と回答しています。

＜例規上の対応＞

市町村が放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める際の参考基準（従うべき基準）が改正されるため、各市町村においては、それを受けて、現に条例で定めている基準の改正を検討することになります。

この場合に懸念されるのは、一部改正省令の施行（平成30年4月1日）に遅れて条例改正することが許容されるかということではないかと思われそうですが※、省令で定める基準は最低基準との位置付けであるため、従うべき基準であっても、それを上回る内容である分には、従うべき基準に反していることにはなりません。改正項目1点目の放課後児童支援員の基礎資格の新設については、基準を緩和する内容の改正であることから、現行条例の規定のままだでも従うべき基準に反していることにはならないと考えられます。

改正項目2点目の「・・・教諭となる資格を有する者」の趣旨の明確化についても、規定の実質的内容を変更するものではなく、規定の趣旨を明確にするための改正ですから、その趣旨に沿った運用をしている限りは、現行条例の規定のままだでも従うべき基準に反していることにはならないと考えられます。

このため、本件について一部改正省令の施行に遅れて条例改正することは、問題ないと結論付けられます。

なお、この理屈でいくと、本件については、将来にわたって条例改正しないこともあり得ることになりますが、省令と規定を異にする特段の理由のない限りは、できるだけ早い時期に※省令の規定に合わせて条例を改正するのが通常の判断であると考えます。将来にわたって条例改正を行わなかったり、省令と異なる規定とすることが適当でないということではありませんが、そうすることの説明責任は市町村の側にあるため、実際にそのようにする場合には、地域の実情に照らし真にその必要があるということを説明できるようにしておく必要があります。

※早期に対応しすぎることも問題があります。パブリックコメントの段階では、省令改正の内

容・規定ぶりが確定しているわけではないので、実際に公布される一部改正省令では内容・規定ぶりが変更されているということもあり得ます。このため、実際に一部改正省令が公布されるまでは、条例の改正を議会に提案することは控えるのが無難であると考えられます。